

日本のヤングケアラーに関する研究の文献検討 — 看護分野の課題と役割 —

吉田 恭子*

A Literature review of young carers research in Japan — Problem of the nursing field and the role —

Kyoko YOSHIDA

要 旨

本研究の目的は、日本におけるヤングケアラー研究の動向を明らかにし、看護分野の課題および看護が担うことができる役割を見出すことである。医学中央雑誌Web版を用いて検索式を「ヤングケアラー」とし、本研究のテーマに該当した文献9件を分析対象とした。分析の結果、高校生のなかにヤングケアラーが約5%存在すること、被介護者は祖父母や親であり、疾病や障害を有していた。ケア内容は家事や被介護者の情緒的支援など多彩で、ケアに費やす頻度は毎日が最も多く、1時間未満から8時間以上だった。大人からの役割委譲によるケアの常態化、長期化はヤングケアラーの健康に影響を及ぼしていたが、ヤングケアラーは殆ど相談することが無い傾向にあった。看護分野の役割は子どもが家のお手伝い以上のケアを担っている可能性があるという認識を持ち観察すること、地域住民や支援機関と連携する必要性が示唆された。

キーワード：ヤングケアラー、文献検討、看護

緒 言

2000年から始まった介護保険制度の取り組みにより、介護は家の中で解決すべきことという捉え方から社会で取り組むべきことへと認識が変化してきた。被介護者は在宅介護において外部サービスを上手に利用しているものの、家庭内では家族しか担えないことがあることも事実である。このような中で、家庭内の介護は嫁や娘が引き受けていたり、高齢者が高齢者を介護する老老介護¹⁾や認知症の人が認知症の人を介護する認認介護も増えている²⁾。在宅における被介護者の増加とともに、近年、少数ではあるが家族のケアを担う子どもが注目されるようになった³⁾。

イギリスでは1990年以降に世界に先駆けて実態調査⁴⁾が行われ、新たな児童福祉の課題として調査および支援もされており、欧米諸国も同様に調査研究や法制度の整備などが行われている⁵⁾。わが国では日本ケアラー連盟ヤングケアラープロジェクト⁶⁾が、ヤン

グケアラーの定義を「家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている、18歳未満の子どものこと」とし、教員を対象とした調査研究^{7,8)}の他、子どもへの啓発活動も取り組んでいる⁶⁾。また、2020年には当事者である中高生を対象に初めての実態調査が行われた⁹⁾。その結果、中学2年生の5.7%、高校2年生の4.1%がヤングケアラーであること、しかし、ヤングケアラーでありながら子ども自身が自覚していないことも明らかになった。加えて、ヤングケアラーがケアに費やす時間は長く、子どもの成長発達にかかわる学業や遊びが十分にできていないこと、経済的に困窮状態にある実態なども公表された。

一方、ヤングケアラーの人数が約1万2千人と推定される神戸市は、2021年6月に専用相談窓口を開設した¹⁰⁾。その背景には一人で介護をしていた女性が認知症の祖母を殺害した事件で、頼れる相手がお

*福岡県立大学看護学部
Faculty of Nursing, Fukuoka Prefectural University

連絡先：〒825-8585 福岡県田川市伊田4395
福岡県立大学看護学部
吉田恭子
E-mail: k-yoshida@fukuoka-pu.ac.jp

らず孤立したことなどを受けたとされている。このような自治体による取り組みは各地で広まりつつある¹¹⁾。

ヤングケアラーの支援は親を取り巻く家庭の問題も背景にあり、神戸市の窓口対応を担うのは福祉や心理の専門職が担う¹⁰⁾。しかし、この問題が親や祖母の疾病や障害から生じた健康問題であるならば、看護職にも職責を果たすことが求められると考える。

そこで、本稿では、これまでの国内の先行研究から研究の動向を明らかにし、看護分野の課題および看護が担うことができる役割を見出すことを目的とした。

方 法

国内の先行研究を概観するためにヤングケアラーに関する論文について、期間を限定せずに発表された論文を対象とした。研究論文の検索は医学中央雑誌Web版を用いて、“ヤングケアラー”を検索式とし、解説・特集、会議録を除く原著論文を条件とした(検索日:2021年4月1日)。検索の結果11件が該当し、海外におけるヤングケアラーの実態調査や支援などについての報告を除いた。尺度開発¹²⁾が1件あったが、著者自身により設問内容のダブルバーレルやヤングケアラー・非ヤングケアラーの弁別機能の欠如を指摘していた¹³⁾ことから、それらも除き、最終的に9件の論文を対象とした。分析対象とした論文のそれぞれについて、ヤングケアラーと被介護者の続柄、被介護者の症状や疾病、障害などの状態、世話の内容と頻度、ヤングケアラー自身の健康状態、子どもの思いや置かれた状況と他者への相談を抽出し、看護分野の課題および役割を検討した。

倫理的配慮

本研究はすでに報告されている研究論文を対象とした文献レビューであり、倫理審査の承認を得ていない。

結 果

分析対象とした論文9件は、ヤングケアラーを研究対象とした実態に関する論文(表1-1)、成人後に子ども時代を回想した研究に関する論文(表1-2)、当事者以外を研究対象とした論文(表1-3)に大別された。

1. 研究対象者の条件

研究対象者は子どもへの支援を検討する目的から年齢を限定せず18歳未満から50歳代までであったり^{14~16)}、18歳未満とし高校生に回答を求めた研究^{17~20)}、オーストラリアの定義に準じて25歳までを対象とした研究もあった²¹⁾。また、専門職の認識を調査した研究対象者は医療ソーシャルワーカーのみであった²²⁾。

2. 研究内容

1) ヤングケアラーの存在と被介護者の症状や疾病

高校生のヤングケアラーの存在割合は、大阪府立高校の生徒では5.2%¹⁷⁾、埼玉県立高校の生徒では5.3%¹⁸⁾であった。平成16・19・22・25・28年の国民生活基礎調査を用いて、18歳未満のヤングケアラーを同定した結果では各年の平均は3399人であった¹⁹⁾(表1-1)。

被介護者と疾病の関係は祖父母では病気、身体障害や身体機能の低下、認知症であり、要介護状態であった。母では精神疾患や精神障害、きょうだいでは知的障害や身体障害・身体機能の低下であった^{18~21)}(表1-1、1-2、1-3)。疾病については詳細にされたものはなかったが、精神疾患では統合失調症やうつ病、不安障害、パーソナリティ障害^{15,19)}(表1-1、1-2)、身体的側面に着目したものでは聴覚障害¹⁴⁾があった(表1-2)。また、奥山の報告では被介護者の人数は1人が最も多かった²¹⁾。

2) ヤングケアラーが担っている世話の内容とその頻度

ヤングケアラーが担っている世話とは、表1-1、1-2、1-3に示したような、家事、力仕事、身体介護、日常生活上の支援、情緒的支援、外出時の移動補助や受診同行などであった^{15~17,21,22)}。被介護者が母の場合にはお金の支払いもしていた^{17,18,22)}。

世話の頻度は毎日が最も多く、1か月に数日という回答もあった。ケアの時間は学校のある日であっても最も少ないのは1時間未満、なかには8時間以上もあった^{17~19,21)}(表1-1)。世話に費やした期間は1年以上が多い^{16~18)}が、中には6年以上という報告^{17,18)}もあった。

3) ヤングケアラーの健康状態

ケア役割が無い対照群とヤングケアラー群の比較によって、ケア負担が大きい場合、ヤングケアラーの主観的健康感に悪影響を生じる可能性が示され

表1-1 ヤングケアラーを研究対象とした実態に関する論文

著者名	研究目的	ヤングケアラー数	被介護者の続柄と症状や疾病などの状態 (上位5)	1. 世話の内容 (上位からの順)、頻度などの経験 2. ヤングケアラーの健康状態などの課題 3. 相談先
高校におけるヤングケアラーの割合とケアの状況―大阪府下の公立高校の生徒を対象とした質問紙調査の結果より― 濱島 他, 2018	高校生におけるヤングケアラーの実態を、高校生自身の主訴、認識に基づいて把握する	存在割合5.2%	祖母、祖父、母、父、弟妹、兄姉。症状や疾病の記載なし。	1. 家事、力仕事、外出時の介助、病院や施設への見舞、情緒的ケア、身体介護、年下のきょうだいの世話、お金の支払い、ケア頻度は毎日、週2～3日、4～5日、1か月、ケア時間は学校のある日では1時間未満が最も多く、1時間以上から6時間までが多い、8時間以上の回答もある。 2. 自覚症状有り38.4%、主観的健康感がよくない12.8%、精神的健康度K6が5点以上は35.6%。
全国データによるわが国のヤングケアラーの実態調査―国民生活基礎調査を用いて― 渡邊 他, 2019	国民生活基礎調査を用い、ヤングケアラーの同一定とヤングケアラーおよび彼らが介護している被介護者についての記述を行う	平成16・19・22・25・28年の推定3399名	母、祖父母・曾祖母。うつ病やその他の精神疾患。	1. 家事、感情面のサポート、力仕事、外出時の介助、受診同行、年下のきょうだいの世話、お金の支払い。頻度は毎日32.0%、週4～5日20.4%、週2～3日16.5%、1か月に数日11.7%。学校がある日に1時間未満41.7%、2時間未満20.4%、4時間未満14.6%。学校が無い日は1時間未満29.0%、2時間未満20.9%、4時間未満6.8%、8時間未満13.1%、8時間未満6.8%、8時間以上5.3%。 3. 話したことが有る42.2%、無い54.4%、話した相手は友人、親戚、担任が多く、医療や福祉専門職への相談10名
高校生ヤングケアラーの存在割合とケアの状況―埼玉県立高校の生徒を対象とした質問紙調査― 濱島 他, 2020	子ども自身の認識に基づいたヤングケアラーの実態を把握する	存在割合5.3%	祖母、祖父、母、弟妹、父。身体障害・身体的機能低下、病氣、認知症、知的障害。	1. 家事の代行、日常生活支援・情緒的支援、外出時の移乗補助、身辺介助、社会的場面での支援、1日当たりのケア時間は1時間未満51%、3時間未満31%、5時間未満10%、頻度は週1日35%、週3日未満・週5日未満それぞれ22%、毎日21%。 2. 介護負担の介護行為負担と役割負担と家族機能の平等性、心理尺度の逃避感情の間に正の影響があった。 3. 社会資源の活用有り・無し50%
ヤングケアラーに対する影響要因の検討―家族の関係性、介護・ケアによる心理的体験の側面から― 奥山, 2020	ヤングケアラーに生じる様々な生活上の経験と家族の関係性などが介護負担感に及ぼす影響を明らかにする	173名 (16歳から25歳まで)	祖母、祖父、母、父。身体疾患、身体障害、認知症を含む精神疾患。	2. 全体的な健康感は29%が不健康で、障害や疾病のある家族をケアする群の不健康感のオッズ比は対照群と比較して有意に高かった。生活満足感および自覚症状はケア役割の状況との間に有意な関連があった。
ヤングケアラーの生活満足感および主観的健康観：大阪府立高校の生徒を対象とした質問紙調査 宮川 他, 2021	生活満足感および主観的健康観と、彼らが担うケア役割の状況との関連からケア役割がヤングケアラーに与える影響を検討する	まだ幼いため世話が必要なもの1.0%、障害や疾病等のある家族のケアをしている者5.2%	年下の幼いきょうだい、障害や疾病のある家族。症状や疾病の記載なし。	

表1-2 成人後に子ども時代を回想した研究に関する論文

著者名	研究目的	ヤングケアラーの属性と被介護者の続柄	被介護者の症状や疾病などの状態 主な世話の内容、頻度などの経験 子ども時代の健康状態や思い
メンタルヘルス問題の親を 持つ子どもの経験—不安障 害の親をケアする青年のラ イフストーリー 森田, 2010	メンタルヘルス問題をも つ親をケアする子どもの影 響を明らかにする	回答当時23歳。母親60歳 代。	1. 被介護者の症状や疾病などの状態 2. 主な世話の内容、頻度などの経験 3. 子ども時代の健康状態や思い 1. 不安障害 2. 家事、整容の補助や身体介護、受診同行、不安障害による症状がある時間帯の見守りなど、幼少期か ら母のケア役割を担っていた。 3. 周囲の人から賞賛される嬉しい経験、社会的交流の制限、友人との比較やステイグマの経験、大学の 時間割の工夫や単位を落とさない程度の遅刻、母の要望でアルバイトを休むことで将来の見通しを立 てにくい。変更した受診先で紹介されて初めて精神障害者支援システムが活用でき、早い段階から利 用したかったと思った。
聴覚障害の親をもつ健聴の 子ども(CODA)の通訳場面 に抱く心理状態と変容 中津 他, 2013	CODAの通訳役割の遂行 に関して、CODAの成長 に伴う心理状況の変容 と、聴覚障害をもつ親の 心理的な相互性につい て、後方視的に検討する	CODA21名、親19名、15組 31名が親子。ODA28.6 歳、親56.2歳。	1. 聴覚障害 2. 日常的な通訳 3. 青年期を回想した結果では、不満・戸惑の否定的因子の得点が高く、悠長・充足・深慮の肯定的因子 が低かった。電話や来客対応などのために常に家にいることを求められることにより拘束された。現 在、GHQは問題無し。
精神疾患を患う母親をもつ 子どもの生活体験と病気の 気づき 羽尾 他, 2019	精神疾患を患う親をもつ 子どもの生活体験、親の 病気への気づきと対処、 子ども時代に必要であっ たと思う支援を記述する	男性2名、女性4名、20 歳代から50歳代。母親。	1. 統合失調症、気分障害、不安障害・パーソナリティ障害 2. 家事代行、受診同行、情緒的支援 3. 親の症状出現により睡眠不足であった。子ども時代に生活習慣を教えられていない、相談など子ど もへ積極的に介入してほしかった。現在、自身は精神科受診はない。

表1-3 当事者以外を研究対象とした論文

著者名	研究目的	被介護者との続柄	症状や疾病などの状態 (上位からの順)
ヤングケアラーに対する医 療福祉専門職の認識—東京 都医療社会事業協会会員へ のアンケート調査の分析か ら 澁谷, 2014	病院等の医療福祉専門職 が、仕事を通してヤング ケアラーをどのよう に認識しているか分析する	被介護者との続柄 親、祖父母。	1. 世話の内容、頻度などの経験 (上位からの順) 2. 子どもの思いや置かれた状況 (医療ソーシャルワーカーの観察から) 1. 家事、きょうだいの世話、情緒的サポート、一般的ケア、請求書の支 払い・受診同行・通訳、身辺ケア 2. 親が子どもの役割と言いい介護をさせられていた、ひとり親ががんの痛 みで家事ができず代わりに下のきょうだいを世話していた、主介護者を 「助けたいから」と自ら参加。

た²⁰⁾。

また、過去5年の国民生活基礎調査を用いた論文¹⁹⁾では、12歳以上のヤングケアラーの35.6%に精神的健康度K6が5点以上の子どもがいた。一方、羽尾・蔭山が精神疾患の親を有する子どもを対象にしたグループインタビューの対象者には精神科治療中の者はいなかった¹⁵⁾(表1-2)。また、聴覚障害の親をもつ子どもでは、回答時の精神健康調査票GHQが基準値以下であったが、通訳場面の心理状態は概ね否定的であった¹⁴⁾(表1-2)。負担感を測定した結果では介護そのものによる負担があった²¹⁾(表1-1)。

4) 子どもの相談先

ヤングケアラーは誰にも相談していない傾向にあった^{15, 16, 18, 21)}(表1-1)。しかし、濱島らによると誰かに話しことが有るのは42.2%、無いのは54.4%だった。話した相手は友人が多く、親戚、学校の先生もあったが、医療や福祉専門職への相談は10名と少なかったことを報告している¹⁸⁾(表1-1)。

澁谷は、医療ソーシャルワーカーが考える連携機関として、行政部門である地域包括支援センター、子ども家庭支援センター、児童相談所など、学校では教師、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどの専門家の他に親戚や近隣住民もあげていた²²⁾。

考 察

日本においては「ヤングケアラー」という用語の定義がないことを指摘する論文が多く、子どもが担うことができる役割は家庭内という複雑さもおり一定の見解を得ることはできなかった。ヤングケアラーに関する知見は殆ど蓄積されておらず、看護分野においては発展途上にあること、ヤングケアラーへの支援の在り方やその評価測定など、目的に応じて研究対象を設定する必要があることが示唆された。

また、当事者であっても中高生を対象にした研究ばかりではなく、成人後に子ども時代を回想した論文もあった。中津・廣田は過去の心理状態を評価することに、記憶と実態の一致についての問題を述べている¹⁴⁾が、幼い子どもに語ってもらうことは容易ではなく、実態把握における課題の一つであると考える。

以下、明らかになった結果から、看護分野が担うことができると考えられる役割を考察したい。

1. ヤングケアラーの存在と彼らが担っているケアの比重

これまでの高校生を対象とした研究から判明したヤングケアラーの存在割合は約5%とされた^{17, 18)}。2020(令和2)年度の子ども・子育て支援推進調査事業の一環として行われた全国調査の結果とほぼ同じであった⁹⁾。しかし、この後者の調査結果では、ヤングケアラーと自覚している子どもは約2%ほどで、ヤングケアラーという言葉聞いたことはないとの回答は8割を超えていた⁹⁾。いずれも当事者を対象としているものの悉皆調査ではないことから実態はわからないが、わが国にはかなりの数のヤングケアラーが存在すると考えられる。

ヤングケアラーが担っている世話の内容は家事の代行や受診同行、情緒的支援など多彩であり、それらを長きにわたって行っていた。いわゆる家のお手伝い以上の役割を担っていることや高校生におけるケアの頻度はイギリスの全国調査²³⁾とも類似する結果であった。

森岡・望月²⁴⁾は、家族という集団を維持するために欠くことのできない活動を分担するものを集団的役割とし、家族はひとつの生活体であることから6つの役割があるとしている。それらは、(1)家事とよばれる消費生活のための役割、(2)消費生活の前提としての所得を支える役割、(3)老幼弱者がいれば彼らを介護養育する役割、(4)家族内の心理的な緊張を緩和して情緒的統合を支える役割、(5)家族を親族・近隣や地域の諸機関に連結する、渉外的代表的役割、(6)先祖を祭る役割を必須とみる場合もあるとし、このような諸役割が、主力成員によって分担され、分業の構造があらわれる。また、関係的役割²⁵⁾として(3)の遂行は(1)の遂行とも重なることが少なくないとも述べている。

家族に健康問題が生じると個々の家族成員は何らかの形で役割を変更しなければ暮らしは成り立たない。疾病や障害による健康問題が短期間で回復するのであれば一時的な役割の変更で済むが、長期化する場合には家庭内で大幅な役割の変更が必要になる。しかし、子どもに賃労働をさせるわけにもいかず、家族成員の構成によっても異なるが、役割の中でも(1)(3)(4)は子どもに頼らざるを得ない状況にあると推測される。世話の内容で最も多い家事^{15~18, 21, 22)}について、濱島らは生きていく上で不可欠な行為であるとともにお手伝いの延長線上にあること、家事は

ケアとしてみなされにくい一面もあり、ヤングケアラーを周囲の人々が見過ごしてしまう一因にもなりうる¹⁸⁾と述べている。図1に示したように、大人からの過剰な役割移譲により子どもの権利は侵害されていると考えられる。

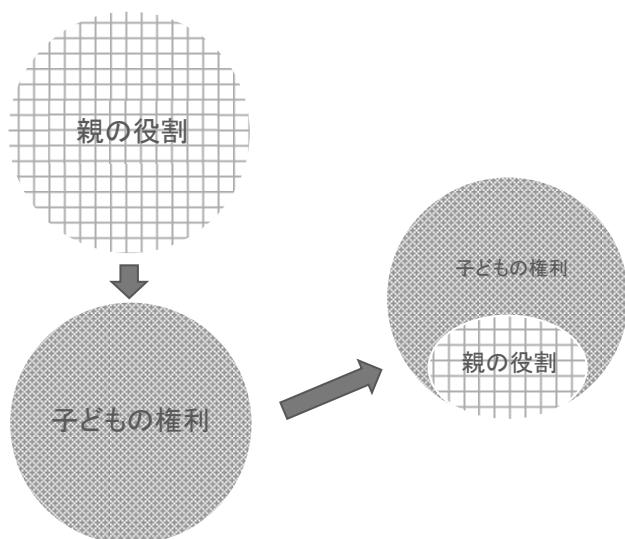


図1 大人の役割が子どもに委譲された時の子どもの権利の変化

今回、分析対象とした論文では、ケアの比重と学校への出欠状況や成績を検討したものは見られなかった。しかし、自分自身のために時間を使うことができるヤングケアラーは多くはなく、学業どころではない状況に置かれていることは容易に推測される。また、学校生活や人間関係が十分に維持できないことは、ヤングケアラーを肩身の狭い状況に置いているという指摘もあり²⁵⁾、将来への影響が懸念される²⁶⁾。

2. 被介護者の状態や疾病とヤングケアラー自身の健康

被介護者の疾病や障害は大阪や埼玉の高校生の結果^{17,18)}と、国民生活基礎調査を用いた結果¹⁹⁾は類似していた。しかし、わが国初の全国調査では被介護者の状況については触れておらず⁹⁾、被介護者の状態を知ることは適切な支援のために必要であり今後の課題と考える。

ヤングケアラー自身の主観的健康感の設問、精神健康調査票GHQや精神的健康度K6を用いた調査3件のうち2件は成人後の調査であった。成人期の時点では聴覚障害の親をもつ子どものGHQは基準値以下であり¹⁴⁾、また、精神疾患を患う母親の子どもの

なかには精神科治療中の者はおらず^{15,16)}、いずれも問題は無いと考えられた。これらの論文では子ども時代の健康状態は不明であったが、国民生活基礎調査ではメンタルヘルス状態が不良の12歳以上のヤングケアラーは約3割であることを指摘している¹⁹⁾。ヤングケアラーの健康問題は彼ら自身に起因するものではなく、家族の疾病や障害の影響を受けていると推測される。介護に対する否定的な感情もあり^{14,21)}、ヤングケアラーを含めた早期の支援が必要だと考えられる。

訪問看護を行う都築²⁷⁾の事例報告によると、母親は抑うつ状態により家事ができていなかったこと、子どものうち一人は心的外傷後ストレス障害と注意欠如・多動症、もう一人は自閉スペクトラム症/自閉症スペクトラム障害の診断があり、母子ともに訪問看護が導入された。数年かけて子ども自身の希望を聞き出し、自身の人生を歩めるように介入していた。特にひとり親家庭では役割の代替可能な大人がおらずヤングケアラーによる世話の常態化や長期化を解決することは難しいと考えられるが、外部からの支援によってヤングケアラーの心理的な緊張状態は緩和され、子どもの権利侵害は低減される可能性がある²⁸⁾と考えられる。

看護は看護の対象者を被介護者である患者とともに家族や重要他者を含めて捉えている。羽尾・蔭山¹⁵⁾によると、ヤングケアラー自身が子ども時代に必要だったと思う支援として、病名だけではなく病気の説明をしてほしかったと振り返り、疾病の理解によって生活に結び付けることや他者への相談などの対処行動の可能性を述べている。大人であっても健康問題により先の見えない不安を抱くことが多いと思われるが、その不安は子どもに身体的にも心理的にも悪影響を及ぼしている^{19,21)}。子どもの発達段階に合わせたわかりやすい説明¹⁵⁾とともに理解度を観察することが求められると考えられる。

3. 看護分野の役割

蔭山らは、ヤングケアラーは学校でも相談しておらず、学校以外の相談相手に医師、看護師、障害福祉ワーカー、ケースワーカーは殆どいなかったと報告している²⁹⁾。子どもは自分の家のことしか知らず他と比較することはなく¹⁵⁾、ケアをしているという自覚もない³⁰⁾。子どもは声をあげないのではなく、訴えるすべを知らない²⁹⁾と言える。

毎日新聞が行った共同調査では、介護支援専門員の半数がヤングケアラーの問題そのものを知らないが、一方で、これまでに子どもが介護を担っている経験をした介護支援専門員は16.5%であったと報告している³¹⁾。介護支援専門員は看護職だけではないが、在宅分野の多様な事業所で就労する看護職も同様の経験をしている可能性がある。在宅分野を担う看護職は被介護者のケアが軽いうちから子どもにも目を向ける必要があると考える。なぜなら、治療対象ではない子どもへの支援は診療報酬上算定されないことが多く病院からの介入が難しいこと³²⁾、ヤングケアラーの祖父母にあたる高齢者のみならず、医療的ケア児が暮らす日常生活の場に訪問看護師は入っている³³⁾からである。特に訪問系の看護職はアウトリーチが可能であり、その機能を最も活かすことができると考えられる。加えて、青木は入院中の子どものきょうだい児や学校の保健室に来る子どもの中にヤングケアラーが存在し、在宅のみならず様々な場で看護職が出会っていると述べている³⁴⁾。

看護職は先ずは、子どもが家のお手伝い以上のケアを担っている可能性があるという認識を持つこと、そして、その視点と視座で暮らしを観察し、多職種と情報共有する必要があると考えられる。医療ソーシャルワーカーからは一時的な関係性の中で子どものニーズを把握することは難しいとの意見がある²²⁾。在宅分野を担う看護職は被介護者とその家族との関係構築にとどめず民生委員³⁵⁾、児童委員³⁶⁾などの近隣住民とも顔なじみの関係を築く必要がある³⁷⁾と考える。さらに、連携機関となる地域の社会資源の動向を周知しておく必要もある。

結 論

日本におけるヤングケアラーの研究から、その存在割合は約5%とされるが、ヤングケアラー自身が自覚していないこともあり実際にはかなりの人数になることが推測される。ヤングケアラーが抱える諸問題は彼ら自身に起因するものではなく、家族の疾病や障害により大人からの役割委譲によって生じ、ヤングケアラー自身の健康に影響を及ぼす複雑な問題であることが示唆された。

看護が担うことができる役割は子どもが家のお手伝い以上のケアを担っている可能性があるという認識を持ち観察すること、在宅分野の看護職においてはアウトリーチ機能を活かして、関係機関や近隣住民

と連携を図ることが考えられた。

また、日本における研究は緒についたばかりと言え、調査研究のみならず、適切な支援やその在り方の検討などが今後の課題としてあげられる。

利益相反の有無

本研究において開示すべき利益相反は無い。

脚 注

注1) 関係的役割²⁴⁾とは、関係的地位の相手側の欲求を充足させる役割である。

文 献

- 1) 内閣府. 令和3年版高齢社会白書.
https://www8.cao.go.jp/kourei/whitepaper/w-2021/zenbun/pdf/1s1s_03.pdf (2021年10月10日アクセス)
- 2) 遠藤英俊. 「認認介護」の増加にどう対応すべきか. 月刊福祉 2010; 93(2): 86-87.
- 3) 報道特集. 社会から孤立 ヤングケアラー. TBS テレビ 2018年12月15日放送.
- 4) Young Carers Research Group, The lives of young carers in England Qualitative report to DfE 2016. Department for Education 2016.
- 5) 三菱UFJリサーチ&コンサルティング. ヤングケアラーの実態に関する調査研究報告書 2019. https://www.murc.jp/wp-content/uploads/2019/04/koukai_190426_14.pdf (2021年4月1日アクセス)
- 6) 一般社団法人日本ケアラー連盟ヤングケアラープロジェクト. <https://youngcarerpj.jimdofree.com/> (2021年4月23日アクセス)
- 7) 一般社団法人日本ケアラー連盟. 南魚沼市「ケアを担う子ども(ヤングケアラー)についての調査」《教員調査》 2015. <https://drive.google.com/file/d/1ESUES4fKHtsHH8nuCB-GqJfBpa2q9cZW/view> (2021年4月1日アクセス)
- 8) 一般社団法人日本ケアラー連盟. 藤沢市「ケアを担う子ども(ヤングケアラー)についての調査」《教員調査》 2017. <https://drive.google.com/file/d/1LiMENrR7W-NSYthOD1-anfTt2luMhuBA/view> (2021年4月1日アクセス)
- 9) 三菱UFJリサーチ&コンサルティング. ヤングケアラーの実態に関する調査研究報告書 2021.

- https://www.murc.jp/wp-content/uploads/2021/04/koukai_210412_7.pdf (2021年4月23日アクセス)
- 10) 初鹿野俊. ヤングケアラー窓口開設. 神戸新聞 2021年6月1日, 夕刊.
 - 11) 伊藤明日香. 県「ケアラー月間」創設. 埼玉新聞 2021年6月5日, 朝刊.
 - 12) Shigeki Okuyama. Development of Young carer psychological scale Japanese version: Reliability and validity examination. *International Journal of Brief Therapy and Family Science* 2018; 8(1): 2435-1172.
 - 13) 奥山滋樹. ヤングケアラー心理尺度改訂版の開発: 項目表現の変更とカットオフポイントの検討. *東北大学大学院教育学研究科研究年報* 2018 ; 67(1) : 257-266.
 - 14) 中津真美, 廣田栄子. 聴覚障害の親をもつ健聴の子ども (CODA) の通訳場面に抱く心理状態と変容. *AUDIOLOGY JAPAN* 2013 ; 56(3) : 249-257.
 - 15) 羽尾和紗, 蔭山正子. 精神疾患を患う母親をもつ子どもの生活体験と病気の気づき. *日本公衆衛生学会誌* 2019 ; 8(3) : 126-134.
 - 16) 森田久美子. メンタルヘルス問題の親を持つ子どもの経験—不安障害の親をケアする青年のライフストーリー—. *立正社会福祉研究* 2010 ; 12(1) : 1-10.
 - 17) 濱島淑恵, 宮川雅充. 高校におけるヤングケアラーの割合とケアの状況—大阪府下の公立高校の生徒を対象とした質問紙調査の結果より—. *厚生指標* 2018 ; 65(2) : 22-29.
 - 18) 濱島淑恵, 宮川雅充, 南多恵子. 高校生ヤングケアラーの存在割合とケアの状況—埼玉県立高校の生徒を対象とした質問紙調査. *厚生指標* 2020 ; 67(12) : 13-19.
 - 19) 渡邊多永子, 田宮菜奈子, 高橋秀人. 全国データによるわが国のヤングケアラーの実態調査—国民生活基礎調査を用いて—. *厚生指標* 2019 ; 66(13) : 31-35.
 - 20) 宮川雅充, 濱島淑恵. ヤングケアラーの生活満足感および主観的健康感: 大阪府立高校の生徒を対象とした質問紙調査. *日本公衆衛生学会誌* 2021 ; 68(3) : 157-166.
 - 21) 奥山滋樹. ヤングケアラーにおける介護負担間に対する影響要因の検討—家族の関係性、介護・ケアによる心理的体験の側面から—. *家族心理学研究* 2020 ; 33(2) : 73-85.
 - 22) 澁谷智子. ヤングケアラーに対する医療福祉専門職の認識—東京都医療社会事業協会会員へのアンケート調査の分析から—. *社会福祉学* 2014 ; 54(4) : 70-81.
 - 23) Deargen, Chris and Becker, S. *Young Carers in the UK: The 2004 Report*, Carers UK
 - 24) 森岡清美, 望月崇. *新しい家族社会学*. 四訂第12刷 東京: 培風館 2003.
 - 25) 澁谷智子. ヤングケアラー—介護を担う子ども・若者の現実. 初版 東京: 中央公論社. 2018.
 - 26) 渡邊照美. ヤングケアラーに関する文献検討—学校教育における支援のあり方—. *佛教大学教育学部論集* 2021 ; 32 : 91-111.
 - 27) 都築歩美. 自分の人生を主体的に生きる力を育む支援. *精神科看護* 2021 ; 48(7) : 19-26.
 - 28) 澁谷智子. 「ヤングケアラー」という視点をもった支援へ. *精神科看護* 2021 ; 48(7) : 4-11.
 - 29) 蔭山正子, 横山恵子, 坂本拓, 他. 精神疾患のある親をもつ子どもの体験と学校での相談状況: 成人後の実際調査. *日本公衆衛生学会誌* 2021 ; 68(2) : 131-143.
 - 30) 沖侑香里. 障がいのある妹と私—「きょうだい」として感じてきたこと. 澁谷智子. ヤングケアラー わたしの語り—子どもや若者が経験した家族のケア・介護. 初版 東京: 生活書院 2020.
 - 31) 田中裕之, 山田奈緒. 介護「担う子いた」16%. *毎日新聞* 2020年8月11日, 朝刊.
 - 32) 牛場裕浩. 家族への支援で出会うヤングケアラー—精神科医療機関の精神保健福祉士の立場から—. *月刊福祉* 2021 ; 104(7) : 36-39.
 - 33) 沢口恵, 山路野百合, 大田えりか, 他. 訪問看護を利用している小児の利用者数と医療的ケアの実態. *日本在宅ケア学会誌* 2019 ; 23(1) : 47-53.
 - 34) 青木真由美. 私たち看護職が出会ったヤングケアラー. 森田久美子, 沖村有希子, 宮崎成悟, 他. ヤングケアラーを支える. 第一版 東京: 日本看護協会出版会 2021.
 - 35) 厚生労働省. 民生委員法. <https://www.mhlw.go.jp/bunya/seikatsuhogo/minseiin01/02a>.

- html (2021年8月15日アクセス) 祉―子どもたち自身のために. 初版 東京: 筒
36) 厚生労働省. 児童委員法. [https://www.mhlw.
go.jp/bunya/seikatsuhogo/minseiiin01/02b.
html](https://www.mhlw.go.jp/bunya/seikatsuhogo/minseiiin01/02b.html) (2021年8月15日アクセス) 井書房 2014.
- 37) 近江宜彦. 「子育て支援」にみる社会福祉の拡 受付 2021. 8. 31
大と専門職の位置づけ. 古川孝順. 再構 児童福 採用 2021. 12. 9